



平成 29 年 1 月 10 日

各 位

会社名 ケンコーマヨネーズ株式会社  
代表者名 代表取締役社長 炭井 孝志  
(コード番号：2915 東証第一部)  
問合せ先 取締役 常務執行役員 村田 隆  
(TEL. 03-5318-7530)

## 新株式発行及び株式売出しに関するお知らせ

当社は、平成 29 年 1 月 10 日開催の取締役会において、新株式発行及び当社株式の売出しに関し、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

### 【本資金調達目的】

当社グループは昭和 33 年の当社設立以来、業務用食品メーカーとしてサラダ・総菜類、マヨネーズ・ドレッシング類、タマゴ加工品の食品製造販売事業を展開しております。昭和 36 年より業務用マヨネーズ専門メーカーとして実質的にスタートし、業務用市場に特化、マヨネーズ・ドレッシング類を基盤事業としつつ、外食・中食市場が広がる中、ロングライフサラダ（注 1）等のサラダ・総菜類及びタマゴサラダを中心としたタマゴ加工品事業へと事業領域を拡大してまいりました。また、昭和 52 年には日本で初めてロングライフサラダ「ファッションデリカフーズ®」を開発し、ごぼうサラダやパンクキンサラダなど、特長ある商品を世の中に送り出し、発売当時から現在に至るまで業界のパイオニアとして事業を展開しております。当社グループの特長は、外食や中食産業等のお客様ニーズに沿った製品を提案・製造する機能と、地域密着型で日本各地の風土に合わせた日配総菜（注 2）を製造する子会社による総菜製造機能、お客様（エンドユーザー）の声をダイレクトに吸い上げ、反映できるサラダカフェのショップと Web サイト機能の 3 つが融合した三位一体経営にあります。この当社グループの特長であるビジネスモデルによりサラダビジネスの更なる進化を目指しております。

当社グループにおきましては、更なる成長と輝く未来のために、平成 27 年度（2015 年度）を初年度とする中期経営計画『KENKO Five Code 2015－2017』並びにこれに係る 5 つの指針として『Globalization/世界的拡大』、『Innovation/革新』、『Best practice/最良実施』、『Knowledge management/知識管理』及び『Communication/コミュニケーション（ブランド育成）』を策定いたしました。さらに、これら 5 つの指針に基づき、3 つの経営戦略、「サラダ No. 1（Leading company）のポジションを確立」、「サラダ料理の更なる進化」及び「グローバル市場への積極展開を進める経営基盤強化」を掲げこれを実践することにより、平成 29 年度（2017 年度）における当社グループが目指す姿の実現に向けて積極的に取り組みを推進しております。

かかる状況の下、当社グループは、生産拠点の老朽化や今後の様々な取り組みへの対応として、生産設備の更新や新拠点の構築を進めるべく、静岡富士山工場及び西日本工場の増築と当社連結子会社である株式会社関東ダイエットクック及び株式会社ダイエットクック白老の新工場建設を決定いたしました。当該設備投資を実施するにあたり従来以上に資金需要が発生することが見込まれるため、今般、新株式発行による資金調達を行うことを決議いたしました。本資金調達は、当社グループの更なる成長に向けた設備投資資金の確保と資本増強による財務体質の一層の強化を目的としております。本資金調達を通じて、当社グループは、事業規模の拡大及び収益力の向上を実現するとともに、事業環境の変化に柔軟に対応し、

ご注意： この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

機動的な設備投資の推進を可能とする強固な財務基盤を確立することにより、今後の持続的成長と更なる企業価値の向上に努めてまいります。

(注1) 通常のサラダと比べ長期間保存が可能なサラダのこと。未開封の状態冷蔵で15日から60日保存可能な調理済み加工食品。

(注2) 総菜、麺類など製造後の販売可能期間が比較的短く、基本的に毎日発注され、毎日納品される商品。

## 記

### 1. 公募による新株式発行（一般募集）

(1) 募集株式の種類及び数 当社普通株式 2,000,000株

(2) 払込金額の決定方法 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、平成29年1月18日(水)から平成29年1月24日(火)までの間のいずれかの日（以下「発行価格等決定日」という。）に決定する。

(3) 増加する資本金及び資本準備金の額 増加する資本金の額は、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。

(4) 募集方法 一般募集とし、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社（事務主幹事会社兼単独ブックランナー）及びSMBC日興証券株式会社を共同主幹事会社とする引受団（以下「引受人」と総称する。）に全株式を買取引受けさせる。

なお、一般募集における発行価格（募集価格）は、日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、発行価格等決定日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に0.90～1.00を乗じた価格（1円未満端数切捨て）を仮条件として、需要状況を勘案した上で発行価格等決定日に決定する。

(5) 引受人の対価 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして一般募集における発行価格（募集価格）と引受人より当社に払込まれる金額である払込金額との差額の総額を引受人の手取金とする。

(6) 申込期間 発行価格等決定日の翌営業日から発行価格等決定日の2営業日後の日まで。

(7) 払込期日 平成29年1月25日(水)から平成29年1月31日(火)までの間のいずれかの日。ただし、発行価格等決定日の5営業日後の日とする。

(8) 申込株数単位 100株

(9) 払込金額、増加する資本金及び資本準備金の額、その他本公募による新株式発行に必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長 炭井孝志に一任する。

(10) 前記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

ご注意： この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出し届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

2. 当社株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）（後記<ご参考> 1. を参照のこと。）

- (1) 売 出 株 式 の 種類 及 び 数 当社普通株式 300,000 株  
なお、売出株式数は上限を示したものであり、需要状況により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合がある。売出株式数は、需要状況を勘案した上で、発行価格等決定日に決定される。
- (2) 売 出 人 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社
- (3) 売 出 価 格 未定（発行価格等決定日に決定する。なお、売出価格は一般募集における発行価格（募集価格）と同一とする。）
- (4) 売 出 方 法 一般募集の需要状況を勘案した上で、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社が当社株主から 300,000 株を上限として借入れる当社普通株式の売出しを行う。
- (5) 申 込 期 間 一般募集における申込期間と同一とする。
- (6) 受 渡 期 日 一般募集における払込期日の翌営業日とする。
- (7) 申 込 株 数 単 位 100 株
- (8) 売出価格、その他本オーバーアロットメントによる売出しに必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長 炭井孝志に一任する。
- (9) 前記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。なお、一般募集が中止となる場合、本オーバーアロットメントによる売出しも中止する。

3. 第三者割当による新株式発行（後記<ご参考> 1. を参照のこと。）

- (1) 募 集 株 式 の 種類 及 び 数 当社普通株式 300,000 株
- (2) 払込金額の決定方法 発行価格等決定日に決定する。なお、払込金額は一般募集における払込金額と同一とする。
- (3) 増加する資本金及び資本準備金の額 増加する資本金の額は、会社計算規則第 14 条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
- (4) 割 当 先 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社
- (5) 申 込 期 間 平成 29 年 2 月 16 日(木)  
( 申 込 期 日 )
- (6) 払 込 期 日 平成 29 年 2 月 17 日(金)
- (7) 申 込 株 数 単 位 100 株
- (8) 上記(5)に記載の申込期間（申込期日）までに申込みのない株式については、発行を打切るものとする。
- (9) 払込金額、増加する資本金及び資本準備金の額、その他本第三者割当による新株式発行に必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長 炭井孝志に一任する。
- (10) 前記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。なお、一般募集が中止となる場合、本第三者割当による新株式発行も中止する。

ご注意： この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

## <ご参考>

### 1. オーバーアロットメントによる売出し等について

前記「2. 当社株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）」に記載のオーバーアロットメントによる売出しは、前記「1. 公募による新株式発行（一般募集）」に記載の一般募集にあたり、その需要状況を勘案した上で、一般募集の事務主幹事会社である三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社が当社株主から300,000株を上限として借入れる当社普通株式の売出しであります。オーバーアロットメントによる売出しの売出株式数は、300,000株を予定しておりますが、当該売出株式数は上限の売出株式数であり、需要状況により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

オーバーアロットメントによる売出しに関連して、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社が上記当社株主から借入れた株式（以下「借入れ株式」という。）の返還に必要な株式を三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社に取得させるために、当社は平成29年1月10日（火）開催の取締役会において、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社に割当先とする当社普通株式300,000株の第三者割当増資（以下「本件第三者割当増資」という。）を、平成29年2月17日（金）を払込期日として行うことを決議しております。

また、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社は、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間の終了する日の翌日から平成29年2月10日（金）までの間（以下「シンジケートカバー取引期間」という。）、借入れ株式の返還を目的として、株式会社東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とする当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社がシンジケートカバー取引により取得した全ての当社普通株式は、借入れ株式の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

さらに、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社は、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しに伴い安定操作取引を行うことがあり、かかる安定操作取引により買付けた当社普通株式の全部又は一部を借入れ株式の返還に充当することがあります。

オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数から、安定操作取引及びシンジケートカバー取引によって取得し、借入れ株式の返還に充当する株式数を減じた株式数について、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社は、本件第三者割当増資に係る割当てに応じ、当社普通株式を取得する予定であります。そのため本件第三者割当増資における発行株式数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行株式数が安定操作取引及びシンジケートカバー取引によって取得した株式数を限度として減少し、又は発行そのものが全く行われない場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しが行われるか否か及びオーバーアロットメントによる売出しが行われる場合の売出株式数については発行価格等決定日に決定されます。オーバーアロットメントによる売出しが行われない場合は、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社による上記当社株主からの当社普通株式の借入れは行われません。したがって三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社は本件第三者割当増資に係る割当てに応じず、申込みを行わないため、失権により本件第三者割当増資における新株式発行は全く行われません。また、株式会社東京証券取引所におけるシンジケートカバー取引も行われません。

ご注意： この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

2. 今回の公募による新株式発行及び第三者割当による新株式発行による発行済株式総数の推移

現在の発行済株式総数	14,211,000株	(平成29年1月10日現在)
公募による新株式発行による増加株式数	2,000,000株	
公募による新株式発行後の発行済株式総数	16,211,000株	
第三者割当による新株式発行による増加株式数	300,000株	(注)
第三者割当による新株式発行後の発行済株式総数	16,511,000株	(注)

(注) 前記「3. 第三者割当による新株式発行」の募集株式数の全株に対し三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社から申込みがあり、発行がなされた場合の数字です。

3. 調達資金の使途

(1) 今回の調達資金の使途

今回の一般募集及び本件第三者割当増資に係る手取概算額合計上限7,007,677,000円について、5,636,000,000円を平成31年8月末までに、サラダ・総菜類の生産能力の拡大増強及び生産効率の向上により1kg形態や小型形態のポテトサラダ等の商品の拡販を図るため、当社の西日本工場におけるサラダ・総菜類の生産設備増設のための設備投資資金に、残額を平成31年7月末までにタマゴ加工品の生産能力の拡大増強及び生産効率の向上により商品の拡販を図るため、当社の静岡富士山工場におけるタマゴ加工品の生産設備増設のための設備投資資金に充当する予定であります。なお、検収後の支払いとなりますので、資金の充当時期は当該設備に係る着手年月又は完了予定年月と一致しておりません。上記手取金は、具体的な充当時期までは当社預金口座にて適切に管理いたします。

また、当社グループの設備計画の内容については、平成29年1月10日現在、以下のとおりとなっております。

会社名	事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	投資予定額 (百万円)		資金調達方法	着手年月	完了予定年月	完成後の 増加能力
				総額	既支払額				
当社	静岡富士山工場 (静岡県富士市)	調味料・ 加工食品事業	建物、生 産設備	4,167	—	増資資金、 自己資金及 び借入金	平成29年 7月	平成31年 2月	タマゴ加工 品の年間 3,020t増加 を計画して おります。
	西日本工場 (京都府舞鶴市)	調味料・ 加工食品事業	建物、生 産設備	5,636	—	増資資金	平成30年 2月	平成31年 3月	サラダ・総菜 類の年間 4,300t増加 を計画して おります。
㈱関東ダ イエット クック	関東ダイエツ クック第2工場 (神奈川県小田 原市)	総菜関連事業等	土地、建 物、生産 設備	3,550	—	借入金及び 当社からの 投融資資金	平成29年 6月	平成30年 6月	サラダ・総菜 類の年間売 上高60億円 の増加を計 画しており ます。
㈱ダイエ ットクッ ク白老	ダイエツクッ ク白老 (北海道白老郡 白老町)	総菜関連事業等	建物、生 産設備	2,547	—	借入金及び 当社からの 投融資資金	平成29年 7月	平成30年 4月	サラダ・総菜 類の年間 3,000t増加 を計画して おります。

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

ご注意： この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

(2) 前回調達資金の用途の変更

該当事項はありません。

(3) 業績に与える影響

今回の資金調達による当期業績への影響はありません。今回の調達資金を上記(1)に記載の用途に充当することにより、収益力の向上及び財務体質の強化につながり、当社グループの中長期的な成長に資するものと考えております。

4. 株主への利益配分等

(1) 利益配分に関する基本方針

当社グループは、企業価値の向上を目指すとともに、株主の皆様へ安定した利益還元を維持継続し、配当性向を向上させることを経営の重要課題としております。

当社は、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことを基本方針としております。

(2) 配当決定にあたっての考え方

上記(1)利益配分に関する基本方針に基づき決定します。

なお、当社の剰余金の配当の決定機関は、期末配当金については株主総会、中間配当金については取締役会であります。

(3) 内部留保資金の用途

内部留保金につきましては、安定した利益配分の財源として、また中期経営計画『KENKO Five Code 2015-2017』において計画しております生産設備投資・情報基盤の整備等へ重点的に活用し、今後の成長に向けて事業基盤強化を進めてまいります。この積極的な投資により、事業規模の拡大及び収益力向上という成長戦略を実現し、また「積極投資と財務の健全性維持との両立を目指す」という財務目標を達成させ、株主の皆様への一層の利益還元を目指してまいります。

(4) 過去3決算期間の配当状況等

	平成26年3月期	平成27年3月期	平成28年3月期
1株当たり連結当期純利益	89.08円	115.57円	146.76円
1株当たり年間配当金 (内1株当たり中間配当金)	21.00円 (10.00円)	23.00円 (10.00円)	28.00円 (11.00円)
実績連結配当性向	23.6%	19.9%	19.1%
自己資本連結当期純利益率	8.3%	9.6%	11.2%
連結純資産配当率	1.9%	1.9%	2.1%

(注) 1. 実績連結配当性向は、1株当たり年間配当金を1株当たり連結当期純利益で除した数値であります。

2. 自己資本連結当期純利益率は、当該決算期間の連結当期純利益(又は親会社株主に帰属する当期純利益)を連結貸借対照表の自己資本(純資産合計の期首と期末の平均)で除した数値であります。

3. 連結純資産配当率は、当該決算期の普通株式に係る1株当たりの年間配当金を1株当たり連結純資産(期首1株当たり連結純資産と期末1株当たり連結純資産の平均)で除した数値であります。

ご注意: この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

## 5. その他

### (1) 配分先の指定

該当事項はありません。

### (2) 潜在株式による希薄化情報

該当事項はありません。

### (3) 過去3年間に行われたエクイティ・ファイナンスの状況等

#### ① エクイティ・ファイナンスの状況

該当事項はありません。

#### ② 過去3決算期間及び直前の株価等の推移

	平成26年3月期	平成27年3月期	平成28年3月期	平成29年3月期
始値	901円	913円	1,596円	2,445円
高値	950円	1,735円	2,557円	3,955円
安値	785円	853円	1,470円	2,209円
終値	913円	1,599円	2,431円	3,365円
株価収益率	10.25倍	13.84倍	16.56倍	—

(注) 1. 平成29年3月期の株価については、平成29年1月6日現在で表示しております。

2. 株価収益率は、当該決算期末の株価(終値)を当該決算期間の1株当たり連結当期純利益で除した数値であります。

#### ③ 過去5年間に行われた第三者割当増資等における割当先の保有方針の変更等

該当事項はありません。

#### (4) ロックアップについて

一般募集に関連して、当社は三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社に対し、発行価格等決定日に始まり、一般募集の受渡期日から起算して180日目の日に終了する期間(以下「ロックアップ期間」という。)中、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社普通株式の発行又は処分、当社普通株式に転換可能若しくは交換可能な有価証券の発行及びこれに類する一定の行為(ただし、一般募集、本件第三者割当増資及び株式分割による当社普通株式の発行等を除く。)を行わない旨合意しております。

上記の場合において、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社はロックアップ期間中であつてもその裁量で当該合意の内容の一部又は全部につき解除できる権限を有しております。

以上

ご注意： この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。